

大阪市立東淀川区民会館指定管理者指定申請に関する質問と回答

番号	質問	回答
特別区の移行「削除に関する事項」 1	募集要項から削除されましたが、引き続き特別区に移行する可能性があるという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本市では現在特別区の設置に関する協議が行われており、今後特別区へ移行される可能性があります。
2	特別区への移行に際し、指定管理者として経費の負担が難しい場合は「別途協議」とありますが、現段階において、指定管理者としての「指定取り消し」「経費負担」のリスクはゼロではなく、可能性は残るといった解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。